

農振農用地除外申請案内

□ はじめに

小諸市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、そのなかで農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定して、優良農地の確保・保全に努め、農業振興施策を計画的に推進しています。

このため、農業振興地域内の農用地については、原則として農業以外の目的には利用できません。やむを得ず農地以外の目的に利用する場合には、農振農用地区域から除外をしなければなりません。この除外が認められるには、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。

農振農用地区域以外の土地は利用できないか、申請面積が必要最低限であるか等を十分に検討したうえで申請してください。

□ 除外要件

- 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

農用地以外の土地にすることが必要かつ適当ですか？

農用地区域以外の地域において代替する土地はないですか？

- 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

- 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

周辺農用地の営農環境への支障は軽微ですか？

農地の集団性を損なうものではありませんか？

土地利用上の混在は生じませんか？

- 担い手等が行う農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。

大規模な除外により、安定的な営農に支障はありませんか？

経営する一団の農用地の集団化に支障を及ぼしませんか？

- 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

農業用排水施設の分断や排水の阻害などのおそれはありませんか？

- 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過している土地であること。

事業の実施中または事業実施完了公告後8年未満ですか？

□ その他注意事項

- 上記要件の他「農地法」に基づく農地転用、「都市計画法」に基づく開発行為の許可等、他法令に基づく許認可等が得られる見込みがないと除外を認められません。
- 除外手続きの受付は、通常年2回（3月、9月）実施しておりますが、都合により変更になる場合もありますのでご了承ください。
- 農振農用地区域からの除外はあくまでも例外の処置です。なぜ除外が必要か、この時期に必要なのか、良く検討して申請してください。
- 除外手続きは、6ヶ月以上の期間を要します。（審議状況によっては長引くことがあります。）除外後、農地転用手続きを進めることとなりますので、着工までかなりの期間を要することをご了承ください。
- 提出書類は、除外の可・不可を問わず申請者へは返還いたしませんのでご了承ください。

□ 受付期間及び受付場所

- ・3月1日～3月31日 又は 9月1日～9月30日
- ※土日、休日は除く
- ・農林課窓口（市役所2階）

□ 提出書類

提出部数は2部とし、1部は正本（原本）、もう1部は副本（コピーで可）

申請書

主な内容

- ・土地の表示
- ・変更理由、事業計画
- ・隣接農地の耕作者、所有者の同意書 他

添付書類 ① 位置図（現地案内図、住宅地図等を利用して下さい）

② 公図の写し

③ 土地登記事項証明書（全部事項）

④ 事業計画図（土地利用計画図、除外後の土地利用を示したもの、縮尺1/500）

・建物の配置やそのほかの利用計画

・分筆予定線等を表示したもの（公図の写しに記載で可）

・建物以外のスペース用途に関しても詳細に記入

（例：駐車場の台数／庭／倉庫／転回場所 等）

⑤ 事業計画書（住宅の場合は不要）

・計画内容や必要面積の根拠を詳細に記載

⑥ 土地改良区の意見書（土地改良事業受益地の場合に限り添付）

⑦ 住民票（土地所有者の住所が申請書と登記簿で異なる場合）

⑧ その他必要な書類

□ その他

1. 許可前に、既に着手・利用している事例は農振法上の開発行為違反であり、かつ農地法上の無断転用に該当します。そのような事例は原状回復していかないと受付できません。
2. 書類不備の場合は受付できません。（期間中早目の提出をお願いします）
3. 申請内容により、別に書類提出を求める場合があります。また、手続き中にも必要な場合、隨時書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

□ 問い合わせ先

ご不明な点は、農林課 農地調整係 22-1700 内線2224へお願いします。